

戦没者遺児による慰霊友好親善事業のお知らせ

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受けて実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を実施するとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費として10万円。令和元年度参加者以外は、複数回の応募ができます。付き添い希望者は要相談。なお、参加者の高齢化を考慮し看護師が同行します。

日程の詳細は、日本遺族会事務局（☎03-3261-5521）まで。

申込は、千葉県遺族会事務局（☎043-251-3358）へ。

<実施地域>

- (広域地域) ①旧ソ連 ②旧満州 ③西部ニューギニア ④ボルネオ・マレー島 ⑤トラック諸島
⑥パラオ諸島 ⑦ソロモン諸島 ⑧フィリピン（1次） ⑨マリアナ諸島
⑩ミャンマー・タイ ⑪東部ニューギニア ⑫ビスマーク諸島 ⑬台湾・バシー海峡
⑭マーシャル諸島 ⑮フィリピン（2次） ⑯中国
(特定地域) ①西部ニューギニア ②東部ニューギニア ③ミャンマー

あなたの所有地は大丈夫ですか？

道路上に張り出している樹木伐採をお願いします！

私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出していると、車や歩行者の通行や視界の妨げになり、大変危険です。事故を未然に防ぐためにも、はみ出した樹木の伐採にご協力をお願いします。

私有地の生垣や庭木等からの倒木や道路上に張り出した枝の落下等により、通行中の歩行者や車両等が損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。

▶問合せ まちづくり課建設係☎2114



8月は交通災害共済一斉加入月間！

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心、有利な制度です。年間700円の掛金で交通事故にあった場合に最高150万円の見舞金が支払われます。

8月は、一斉加入推進月間となっていますので、是非この機会にご家族そろって加入することをお勧めします。概要は次のとおりですが、詳しくは役場から配られるパンフレットをご参照ください。

▶年会費 1人700円 ▶共済期間 令和2年9月1日～令和3年8月31日

▶見舞金の対象となる事故

自動車やオートバイなどによる人身事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故

▶申込方法

「交通災害共済加入申込書」に必要事項を記入のうえ、会費を添えて役場総務課までお申し込みください。

▶見舞金額 ・死亡見舞金 150万円 ・傷害見舞金 2～50万円
・身障見舞金 50万円 ・交通遺児見舞金(遺児一人につき) 10万円

▶問合せ 総務課☎2111